

報告事項② 令和4年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）について

【歳入】				【歳出】			
(単位：千円)				(単位：千円)			
科目	令和4年度	令和3年度	増減額	科目	令和4年度	令和3年度	増減額
①国民健康保険税	7,330,633	7,498,691	▲ 168,058	①総務費	640,067	693,731	▲ 53,664
医療給付費分	5,067,385	5,196,401	▲ 129,016	職員給与費	343,612	368,154	▲ 24,542
後期高齢者支援金分	1,703,213	1,741,947	▲ 38,734	事務費	296,455	325,577	▲ 29,122
介護納付金分	560,035	560,343	▲ 308	②保険給付費	29,267,002	30,734,707	▲ 1,467,705
②一部負担金	2	4	▲ 2	療養諸費	25,306,562	26,614,716	▲ 1,308,154
③使用料及び手数料	7,406	8,011	▲ 605	療養給付費	25,000,500	26,300,500	▲ 1,300,000
④国庫支出金	1	11,000	▲ 10,999	療養費	223,050	231,050	▲ 8,000
国民健康保険災害臨時特例補助金	1	0	1	審査支払手数料	83,012	83,166	▲ 154
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	11,000	▲ 11,000	高額療養費	3,800,470	3,959,000	▲ 158,530
⑤県支出金	29,692,115	31,140,403	▲ 1,448,288	高額療養費	3,795,500	3,955,500	▲ 160,000
保険給付費等交付金(普通交付金)	29,024,130	30,490,660	▲ 1,466,530	高額介護合算療養費	4,970	3,500	1,470
保険給付費等交付金(特別交付金)	667,985	649,743	18,242	出産育児諸費	148,860	150,880	▲ 2,020
保険者努力支援分	197,465	179,282	18,183	葬祭諸費	10,000	10,000	0
特別調整交付金分	194,392	218,306	▲ 23,914	移送費	110	110	0
県繰入金(2号分)	188,335	164,167	24,168	傷病手当金	1,000	1	999
特定健康診査等負担金	87,793	87,988	▲ 195	③国民健康保険事業費納付金	11,016,990	11,072,637	▲ 55,647
⑥財産収入	588	1,069	▲ 481	医療給付費分	7,722,281	7,664,541	57,740
⑦繰入金	4,260,302	4,196,345	63,957	後期高齢者支援金等分	2,361,109	2,448,864	▲ 87,755
一般会計繰入金	4,018,916	4,042,556	▲ 23,640	介護納付金分	933,600	959,232	▲ 25,632
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,649,243	1,670,799	▲ 21,556	④保健事業費	329,434	339,489	▲ 10,055
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	874,087	879,773	▲ 5,686	特定健康診査等事業費	241,037	249,920	▲ 8,883
未就学児均等割保険税繰入金	35,285	0	35,285	保健衛生普及費	21,979	23,298	▲ 1,319
職員給与費等繰入金	629,001	664,547	▲ 35,546	その他の給付費	66,418	66,271	147
出産育児一時金等繰入金	99,240	100,587	▲ 1,347	⑤基金積立金	588	1,069	▲ 481
財政安定化支援事業繰入金	552,870	573,823	▲ 20,953	⑥公債費	161	160	1
その他一般会計繰入金	179,190	153,027	26,163	⑦諸支出金	88,401	67,115	21,286
後期高齢者医療特別会計繰入金	4,740	4,789	▲ 49	還付金	42,000	41,500	500
運営基金繰入金	236,646	149,000	87,646	償還金	45,316	24,532	20,784
⑧繰越金	1	1	0	還付加算金	1,030	1,030	0
⑨諸収入	71,951	74,476	▲ 2,525	繰出金	55	53	2
⑩市債	1	0	1	直営診療施設勘定繰出金	55	53	2
合計	41,363,000	42,930,000	▲ 1,567,000	⑧予備費	20,357	21,092	▲ 735
				合計	41,363,000	42,930,000	▲ 1,567,000

①国民健康保険税
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定し、被保険者から徴収するもの。
【減額の理由】
・被保険者数の減少
・未就学児の保険税均等割額5割軽減

⑤県支出金
○保険給付費等交付金
市町村が負担する療養の給付等に要する費用等の財源(普通交付金)及び市町村間の国保財政の調整(特別交付金)等として、県から交付されるもの。
○普通交付金
市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づいて交付されるもの。
【減額の理由】
・被保険者数の減少
・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行
○特別交付金
市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整を行うもの。
【減額の理由】
・被保険者数の減少

⑦繰入金
○保険基盤安定繰入金
保険税負担の緩和を図るため、保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰入れるもの。
【減額の理由】
・被保険者数の減少
○未就学児均等割保険税繰入金
未就学児分の保険税均等割額を5割軽減し軽減相当額が公費により支援されるもの。
○運営基金繰入金
歳入不足分について、国保事業の円滑な運営を図るため保有している基金から繰入を行うもの。

⑨諸収入
延滞金、第三者行為求償納付金、返納金及び雑入等。

⑩市債
県から財政安定化基金の借入れを受ける場合に必要額を計上するもの。

①総務費
職員の給与のほか、医療費適正化特別対策事業及びジェネリック医薬品使用促進事業等に係る費用。

②保険給付費
被保険者の疾病、負傷、出産、死亡の保険事故に対する給付費。法定給付(療養の給付等とその他の給付)と任意給付(傷病手当金の支給等)がある。
【減額の理由】
・被保険者数の減少
・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行

③国民健康保険事業費納付金
国保事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、県が市町村から徴収する負担金。
【減額の理由】
＜県全体＞
R2県国保特会決算剰余金の12.5億円のほか、R2年度保険者努力支援交付金(事業費連動分)の約3.2億円の充当
＜本市分＞
国の特別調整交付金のうちの経営努力分再配分(1億1,100万円減算)

④保健事業費
特定健康診査事業等に関して、保険者が支出する費用。
【減額の理由】
・被保険者数の減少

○特定健康診査等事業費
特定健診・特定保健指導の実施に要する費用。

○保健衛生普及費
特定健診定着化のための事業(若年層対象の特定健診・受診勧奨等)、生活習慣病重症化予防及び適正服薬の推進等に要する経費。

○その他の給付費
はり・きゅう・あんま施術事業に関する費用。

⑦諸支出金
○償還金
R4年度に徴収した過年度分の第三者行為求償等の返納金を県へ償還するもの。